

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧

(水産業振興課)

一

○保安林の指定の予定

(森林整備課)

一

○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)

(同)

一

### 公 告

○採石業務管理者試験の実施

(産業立地推進課)

二

宮城海区漁業調整委員会

○秋さけ固定式さし網漁業の制限

三

### 正 誤

○宮城県公報第七九号(令和二年二月十八日付け)中

一一二

## 告 示

○宮城県告示第六百六十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和二年八月十四日から令和二年八月二十八日まで縦覧に供する。

令和二年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項

漁船損害等補償法第百十三条

縦 覧 場 所

ページ

○宮城県告示第六百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林子定森林の所在場所

伊具郡丸森町字小倉六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字小倉六(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

発起人の住所及び氏名	加入区	第一項の申出をする漁業協同組合の名称
仙台市宮城野区福室字新原 田十一番地の七南福室市営 住宅一号 菊地 司 仙台市宮城野区中野一丁目 二十番地の五 秋葉 吉夫	仙台市加入区	宮城県漁業協同組合 仙台支所
		宮城県仙台市宮城野区中野五丁目九の五

林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(二) 牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

(三) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和二年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

令和二年十月九日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

2 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、令和二年八月二十四日（月）から九月四日（金）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものを有効とする。

2 受験手数料は八千円とし、受験願書に八千円分の宮城県収入証紙を貼り付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所配布する。

4 受験願書の提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒九八〇―八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城海区漁業調整委員会

(電話〇二二二二二二二七三二)  
5 受験願書の添付書類  
写真(手札形(縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

〇宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面(共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。)において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式さし網漁業(以下「さけ固定式さし網漁業」という。)の操業については、次のとおり制限する。

令和二年八月十四日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

令和二年九月一日から令和三年一月三十一日まで

二 操業区域

気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域

三 操業期間

令和二年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。

四 操業の承認

規制区域においてさけ固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、百四十八隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(一) 令和元年度において、さけ固定式さし網漁業承認証(以下「承認証」という。)の交付を受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者(以下「水揚げ実績を有する者」という。)  
(二) 令和元年度において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者とする。  
(1) 平成二十九年及び平成三十年に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。  
(2) 平成三十年に新規に承認証の交付を受けた者であつて、平成三十年において水揚げ実績を有する者。

(3) 令和元年度に新規に承認証の交付を受けた者。

(三) 令和二年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は六隻以内とする。

七 操業の条件及び制限

1 操業の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。

4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時(南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時)とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合を除く。

6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。

7 漁具は、東方向(真方位九十度)に敷設しなければならない。

8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則(昭和四十一年宮城県規則第七十三号)第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

11 さけ固定式さし網漁船は、沖合及び網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。

12 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

八 承認の取り消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 秋さけ固定式さし網漁業の制限(令和二年宮城海区漁業調整委員会指示第一号)四の承認を受けようとする者は、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書(様式第一号。以下「承認申請書」という。)を宮城海区漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から令和二年八月二十六日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(一) 漁船原簿謄本

(二) 年間事業計画書(様式第二号)

(三) 委員会指示六の(三)に該当する場合は、申請調査書(様式第三号)

(四) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書

(五) 親子間での借用及び宮城県共同利用漁船復旧対策事業により建造した漁船で申請する場合は船舶使用承諾書(様式第四号)

(六) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表(様式第五号)を添えて、提出するものとする。

(操業承認証の交付)

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所(以下「地方振興事務所」という。)を通じ、漁船(漁ろう装置、漁網を含む。)を確認の上、秋さけ固定式さし網漁業操業承認証(様式第六号。以下「承認証」という。)を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九一―一 電話〇二二―三六六一―二三三
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎 電話〇二二五―九五―一四七三
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七―六 宮城県気仙沼合同庁舎 電話〇二二六―二二―一六八五一

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所連絡の上、その指示を受けなければならない。

(承認証の書換交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書(様式第七号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3(六)の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書(様式第八号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(船体の標識)

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第九号とする。

(漁獲成績報告書)

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(承認申請書の経由)

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第1号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

秋さけ固定式さし網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 操業期間 令和2年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船 名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 申請理由

(A4縦)

(様式第2号)

年 間 事 業 計 画 書

船 名 丸 氏 名

漁業種類	漁業	漁業	漁業	合計
区分				
漁獲物の種類				
操業期間				
操業日数(日)				
航海回数				
漁獲予想数量(kg)				
漁獲予想金額(円)				
乗組員(人)				
所要経費(円)	人件費			
	燃料費			
合計	費			
	計			

(A4縦)

(様式第3号)

申 請 書

住所				
氏名	印			
生年月日	年	月	日	
漁業形態	1: 漁船漁業専業 2: 養殖との兼業 3: 養殖専業 4: 漁業以外との兼業 ※該当する番号に○印をお願いします。			
漁業従事年数				
使用漁船	船名	漁船登録番号	MG -	
	推進機関の種類及び馬力数	(kW・PS)	総トン数	
年間操業実績	トン			
No	漁業種類	操業期間 (○月○旬～○月○旬)	水揚げ数量 (kg)	水揚げ金額 (千円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
合 計				

※前年度(4月から翌年3月まで)における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

令和 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

(A4縦)

(様式第4号)

船舶使用承諾書

年 月 日

(漁船使用者)  
住 所  
氏 名

股

(漁船所有者)

住 所  
氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業の操業について、下記のとおり漁船の使用を承諾します。

なお、この承諾によって、私が貴般に代わり宮城県漁業調整委員会の秋さけ固定式さし網漁業の操業の承認を受けるものではありません。

記

- 1 承諾期間
- 2 船名及び漁船登録番号
- 3 総トン数
- 4 推進機関の種類及び馬力数

(A4縦)

(様式第5号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

一連 番号	船 名	漁船登録 番 号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	申 請 者		前 年 度 承認証番号	前年度水揚 実績の有無
					住 所	氏 名		

(A4横)

(様式第6号)

(表)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証 宮さけ第 号〇 住 所 氏 名
1 操業期間 令和2年9月25日 から 令和2年11月20日 まで 2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濠波岐崎正東の線以北にお ける、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。 3 使用する船舶 (1) 船 名 丸 (2) 漁船登録番号 (3) 総 ト ン 数 トン (4) 推進機関の種類及び馬力数 4 操業の条件及び制限 裏面記載のとおり 年 月 日 宮城海区漁業調整委員会 会 長 印

(A4縦)



(様式第6号)

(裏)

操業の条件及び制限 (委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者 (以下「操業者」という。) は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式さし網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時 (南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前9時) とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向 (真方位90度) に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則 (昭和41年宮城県規則第73号) 第57条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式さし網漁船は、沖合及びさし網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラウナル回避に努めなければならない。
- 12 操業期間終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承認の取り消し (委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第7号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船名 丸
- 3 書換する事項

項目	書換前	書換後

4 書換を必要とする理由



(様式第8号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第
- 2 船 名 丸
- 3 滅失(き損)の理由

(A4縦)

(様式第9号)

宮さけ 第 号○

- 1 文字及び数字(承認証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(承認証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第10号)

秋さけ固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. \_\_\_\_\_

提出年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ 第 _____ 号
氏 名	印	船 名	
乗 組 員	人	総トン数	
刺 網 の 規 模	目 合： _____ 寸 _____ 分 ( _____ cm)	漁船登録番号	MG _____ -
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分

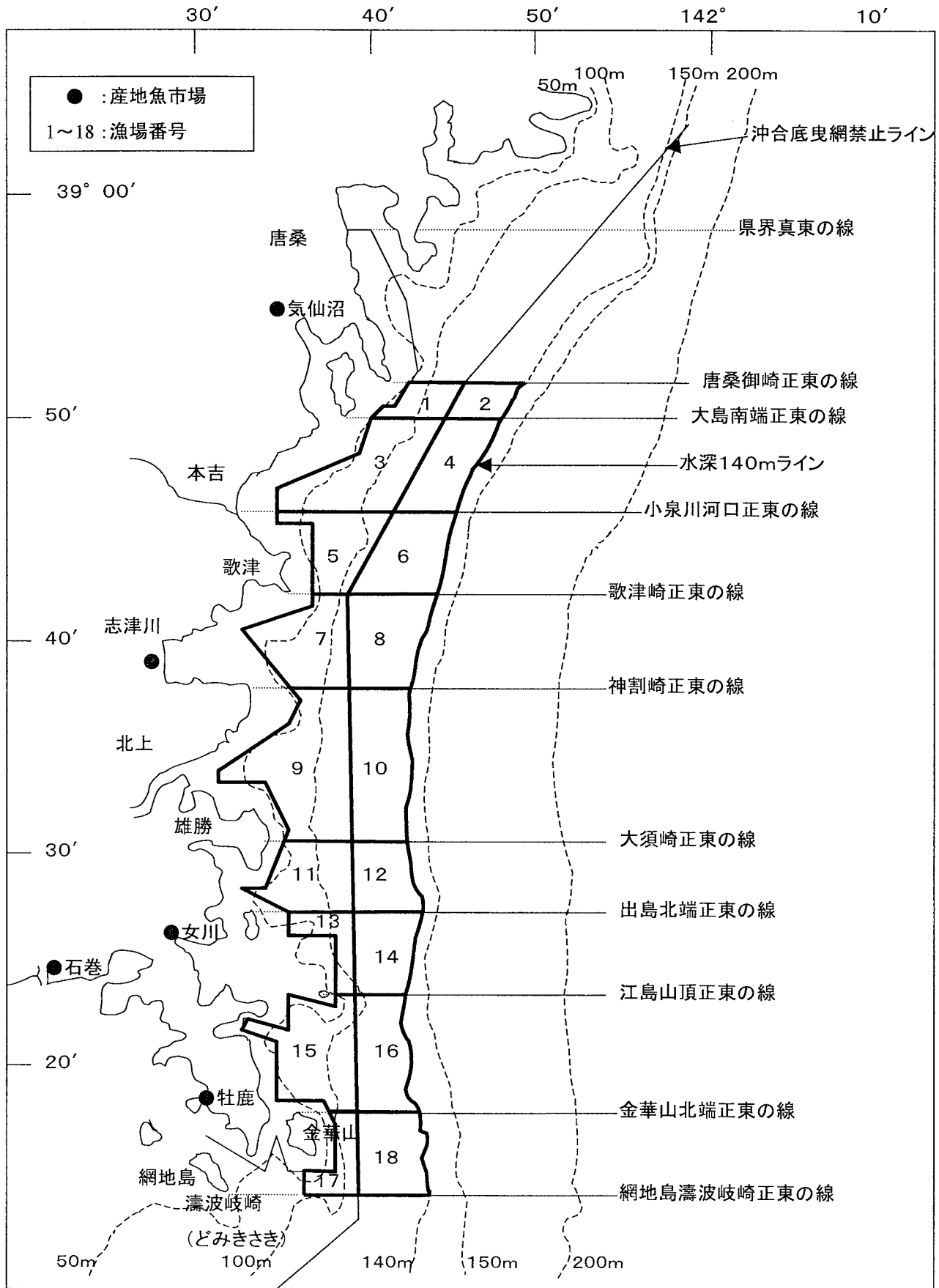
日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) ※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様, 海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式さし網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他 ( ) ( )	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式さし網漁業」操業区域



正 誤

○宮城県公報第七九号(令和二年二月十八日付け)中

ページ	三
段	下
行	九 六
経過しない者	経過しないもの
経過した者	経過したもの
正	誤